

○福岡県田川地区消防組合職員倫理規則

〔平成 24 年 3 月 30 日〕
組 合 規 則 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福岡県田川地区消防組合職員倫理条例（平成 24 年条例第 6 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(利害関係者)

第 2 条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係者が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（条例第 2 条第 2 項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又特定個人
 - (2) 補助金等を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又特定個人
 - (3) 立入検査又は監査（法令及び条例の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務 当該立入検査等を受ける事業者等又特定個人
 - (4) 不利益処分（行政手続法第 2 条第 4 号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又特定個人
 - (5) 行政指導をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又特定個人
 - (6) 事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。） 当該事業を行っている事業者等
 - (7) 本組合の支出の原因となる契約に関する事務又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項に規定する契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又特定個人
- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利益関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利益関係者であるときは、当該利益関係者であった者は、

当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利益関係者であった者が当該職に係る他の職員の利益関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利益関係者であるものとみなす。

- 3 他の職員の利益関係者が、職員としてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使されることにより自己の利益を図るため当該職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利益関係者は、当該職員の利益関係者であるものとみなす。

（禁止行為）

第3条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（餞別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるもの（香典又は供花としてされるものにあつては、儀礼として社会通念上相当であると認められるものを除く。）を含む。）を受けること。
 - (2) 利害関係者から金銭の貸付（業として行われる金銭の貸付にあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
 - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付を受けること。
 - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5) 利害関係者以外の者に対して負う債務について、利害関係者から債務の保証若しくは弁済又は担保の提供を受けること。
 - (6) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - (7) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (8) 利害関係者と共に飲食、遊技、ゴルフ又は旅行（公務なための旅行を除く。）をすること。
 - (9) 政党又は政治的目的のために寄付金その他の利益の供与を求め、若しくは受領し、又は方法のいかんを問わずこれらの行為に関与してはならない。
 - (10) 自らの行動を厳しく律し、住民に範を示すべき立場を深く自覚し、飲酒運転をしない、させない、許さないという強固な決意をもって、飲酒運転の根絶に自ら率先して取り組まなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に使用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に

限る。)

- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
 - (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
 - (8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して食物をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあっては、倫理監督者が、公正な職務の執行に対する住民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。
 - (9) 利害関係者と共に自己の費用を負担して遊技若しくはゴルフ又は旅行（以下「遊技等」という。）をすること。ただし、多数の者が参加する遊技等以外の遊技等にあっては、倫理監督者が、公正な職務の執行に対する住民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。
- 3 第1項の規定の適用については、職員が利害関係者から物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第4条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する住民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

（利害関係者以外の者等における禁止行為）

第5条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（講演等に関する規制）

第6条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（地方公務員法第38条第1項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

（倫理監督者）

第7条 職員の職務に係る倫理を監督させるため、倫理監督者を置く。

- 2 倫理監督者は、次長とする。
- 3 倫理監督者は、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言その他必要な措置を講ずるとともに、常に公正な判断をしなければならない。
- 4 この規則に違反する行為があった場合にその旨を任命権者に報告すること。
(上司への相談)

第8条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、又は利害関係者との間で行う行為が第3条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合、その他必要があると認める場合には上司に相談するものとする。
(補則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。